

役員及び評議員の報酬等に関する規程
(平成 30 年 9 月 20 日)

第 1 条 (目的)

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構（以下、「この法人」という。）定款第 14 条及び第 30 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬の支給の基準並びに職務を執行するために必要となる費用について定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規程において次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第 23 条第 1 項に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、理事のうち定款第 24 条第 2 項に基づき選定された者をいう。
- (3) 常勤理事とは、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (5) 評議員とは、定款第 11 条に基づき置かれる者をいう。
- (6) 報酬等とは、役員等がその職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (7) 費用とは、職務の執行に当たり必要となる交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。また、報酬等とは明確に区分されるものとする。

第 3 条 (報酬等の区分)

理事長及び役員等の報酬等は、理事長及び常勤理事にあつては月額報酬及び退職慰労金とし、非常勤役員及び評議員については日当とする。

第 4 条 (月額報酬の支給)

1. 理事長及び常勤理事の月額報酬については、別表 1 に定める報酬額の範囲内において、理事会で決定した額を支給することができる。
2. 新たに理事長又は常勤理事に就任した者には、日割計算により、就任の日から月額報酬を支給することができる。
3. 理事長又は常勤理事が死亡により退職した場合は、月額報酬として死亡した月までの報酬を支給することができ、その他の理由により退職した場合は、日割計算により、退職した日までの月額報酬を支給することができる。
4. 月額報酬の額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

第 5 条 (日当の支給)

1. 非常勤役員が、理事会、評議員会その他の会議に出席した場合には、報酬として別表 2 に定める日当を支給する。
2. 評議員が、評議員会に出席した場合には、報酬として別表 2 に定める日当を支給する。

3. 前2項に定める日当の支給は、当該会議の開催日の属する月の翌月の第8条に定める日に支払うものとする。ただし、支給日が休日にあたる場合は、その前営業日とする。

第6条（退職慰労金の支給）

1. 退職慰労金は、理事長及び常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
2. 理事長及び常勤理事の退職慰労金の額は、在職1月につき、退職の日におけるその者の報酬月額（以下、「退職慰労金算定基礎月額」という。）に別表3の規定による支給係数を乗じて得た額とする。
3. 前項に規定する支給係数は、評議員会において、その理事長及び常勤理事の業績等に応じて決定するものとする。
4. 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。
5. 本規程の定めるところによる退職慰労金の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。
6. 理事長及び常勤理事が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職に任命されたときは、その者の退職慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。また、理事長及び常勤理事が任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする理事に任命されたときも同様とする。

第7条（費用の支給）

1. 役員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく実費相当額を支払うものとし、また、前払いを要するものについては事前に支払うことができる。
2. 理事長及び常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給する。

第8条（報酬及び費用の支給方法）

役員等の報酬及び費用は、毎月25日に、本人が申し出た本人名義の金融機関口座に振り込む方法により支払うものとする。ただし、社会保険料、源泉徴収による所得税その他法令に基づく役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除した額を支払う。

第9条（改廃）

本規程は、定款第14条及び第30条の規定に基づき、評議員会の決議により変更することができる。

附 則 (平成 30 年 9 月 20 日)

本規程は、一般財団法人社会変革推進機構の登記の日 (平成 30 年 9 月 20 日) から施行する。

別表 1 理事長及び常勤理事俸給表 (単位: 円)

区分	月額報酬
1	1,000,000
2	1,100,000
3	1,200,000
4	1,300,000
5	1,400,000
6	1,500,000
7	1,600,000

別表 2

区分	1名あたりの報酬額
非常勤役員	理事会、評議員会その他の会議に出席の都度 1回当たり税込 30,000 円
評議員	評議員会出席の都度 1回当たり税込 30,000 円

別表 3 常勤理事退職慰労金の算出要領

(算出数式) 退職慰労金算定基礎月額×在職月数×支給係数

支給係数:

- (1) 在職期間 2 年までの者 100 分の 10 以内
- (2) 在職期間 2 年超 6 年までの者 100 分の 15 以内
- (3) 在職期間 6 年を超える者 100 分の 20 以内